

お知らせ

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

令和 8 年度 後期高齢者医療制度 保険料について

図 保険環境課 医療介護保険係

☎ 65・1097

後期高齢者医療お問い合わせセンター

☎ 092・651・3111

◇令和 8 年度から保険料の年額は、従来の医療保険料分と「子ども・子育て支援金」分の合計になります。

従来の医療保険料分（以降、「医療分」という）、子ども・子育て支援金分（以降、「子ども分」という）の額は、それぞれ被保険者全員に均等に賦課する「均等割額」と所得に応じて賦課する「所得割額」の合計になります。

保険料額（年額） の 内 訳	保険料額（年額）	=	医療分	+	子ども分
	医療分※注 1 (10 円未満切り捨て)	=	均等割額 66,340 円	+	所得割額 [総所得金額等(※注 3) - 基礎控除額(※注 4)] × 11.70% (所得割率)
	子ども分※注 2 (10 円未満切り捨て)	=	均等割額 1,339 円	+	所得割額 [総所得金額等(※注 3) - 基礎控除額(※注 4)] × 0.25% (所得割率)

※注 1 「医療分」の賦課限度額は 85 万円です。

※注 2 「子ども分」の賦課限度額は 2.1 万円です。

※注 3 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」等の合計額で各種所得控除前の金額です。また、給与所得と年金所得の双方を有する場合は、最大で 10 万円を控除する所得金額調整控除の適用があります。

※注 4 「基礎控除額」とは、合計所得金額が 2,400 万円以下の場合 43 万円ですが、2,400 万円を超える場合は異なります。

◇令和 8 年度の保険料軽減措置

○世帯の所得状況に応じて、均等割額を軽減します。（世帯の所得状況により軽減とならない場合もあります。）

令和 8 年度の保険料軽減措置表

対象者の所得要件 同一世帯(※注 5)内の被保険者および 世帯主の軽減対象所得金額(※注 6)の合計額	軽減割合（軽減後の均等割額の年額）	
	本則	令和 8 年度
43 万円（基礎控除額） + 10 万円 × （給与所得者等の数 - 1）(※注 7) 以下	7 割	7.2 割 (医療分 18,875 円) ----- 7 割 (子ども分 401 円)
43 万円（基礎控除額）+ 31 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × （給与所得者等の数 - 1）(※注 7) 以下	5 割	5 割 (医療分 33,170 円) (子ども分 669 円)
43 万円（基礎控除額）+ 57 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × （給与所得者等の数 - 1）(※注 7) 以下	2 割	2 割 (医療分 53,072 円) (子ども分 1,071 円)

※注 5 4 月 1 日時点（年度途中で 75 歳になる方、県外からの転入者、障害認定による加入者などはその時点）の世帯が基準となります。

※注 6 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満 65 歳以上の方の公的年金は、

「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額（最大）15 万円」となるなど、その他例外があります。

※注 7 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主のうち 2 人以上が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。また、下線部中の「給与所得者等の数」を算定する際は、給与所得控除を 65 万円ではなく 55 万円で算定します。

○後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった方

所得割額はかかりません。制度加入時から 2 年間に限り、均等割額の軽減措置（5 割軽減）を受けることができます。均等割額が 7 割（7.2 割）軽減に該当する方は、7 割（7.2 割）軽減が優先されます。

◆保険料額の通知について◆

保険料額の詳細については、7 月に送付の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」にてお知らせします。

※福岡県後期高齢者医療広域連合ホームページでは保険料の試算もできます。